

神戸市「人生の最終段階における意思決定支援」に関する有識者会議開催要綱

令和元年 11 月 26 日
保健福祉局長 決定

(趣旨)

第 1 条 人生の最終段階における意思決定支援を検討するにあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市「人生の最終段階における意思決定支援」に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、8 名以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、保健福祉局健康部長が定める。

附 則（令和元年 11 月 26 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は，令和元年 11 月 26 日より施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は，令和 3 年 3 月 31 日限り，その効力を失う。